

「人権に関する県民意識調査」

皆様方には、平素から県政の推進に種々ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成14年(2002年)に「山口県人権推進指針」を策定し、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現」をめざして様々な取組を行っているところですが、このたび、人権に関する今後の取組を推進していく上での参考とさせていただくため、「人権に関する県民意識調査」を実施し、人権に関するご意見やご要望をお聞かせいただくこととしました。

この調査は、18歳以上の県内居住者の中から、3,000人を無作為に抽出し、そのお一人として、あなたにこの調査票をお送りさせていただきましたが、この調査は無記名で回答いただきますので、あなたのお名前や回答の内容が特定されることはありません。

また、調査目的以外には一切使用しませんので、日頃のお考えを率直にご記入くださるようお願いいたします。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、この調査についてご理解いただき、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

—山口県—

- この調査票は、お送りした封筒に書かれてあるあて名のご本人が記入してください。(ご本人による記入が困難な場合は、御家族などがご本人から聞き取って代筆して下さるようご協力をお願いします。)
なお、筆記用具の種類は何でも結構ですが、蛍光ペンや薄い色の色鉛筆などは避けてください。
- お答えは、あなたご自身の判断で記入し、あなたの考え、またはあなたの考えに近いものにあてはまる番号の□に✓をしてください。
なお、「その他(具体的に: _____)」とあるものを選んだ場合には、下線が引かれた場所に、その内容を記入してください。
もし、あなたのお考えに近い答えがない場合は、空欄のまま、次の質問に移ってください。
- お答えの✓印の数(ご回答していただく数)は、質問ごとに指示してあります。
なお、✓印の場所を間違った場合には消しゴムや×印などではっきりと消して、あらためてお考えの箇所に✓印を付けてください。
- ご記入が終わりましたら、同封した返信用封筒にこの調査票を入れ、
7月31日(水)までに投函してください。(切手は不要です。)
- この調査の内容でわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：山口県環境生活部人権対策室
担 当：小田村
電 話：083-933-2810
メール・アドレス：a121002@pref.yamaguchi.lg.jp

【人権についての意識や考え方をおたずねします】

問1) あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。(✓は1つ)

- 1 知っている
- 2 知らない⇒問2へお進みください

問1-2) 【問1で「1知っている」を選んだ人のみ、お答えください。】

憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に関心をもっているものはどれですか。(✓はいくつでも)

- 1 自由権 (思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由、居住・移転・職業を選ぶ自由など)
- 2 平等権 (法の下での平等、男女両性の平等、選挙権の平等)
- 3 生存権 (健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)
- 4 教育を受ける権利
- 5 仕事に就いて働く権利
- 6 働く人が、団結・団体交渉・団体行動する権利
- 7 政治に参加する権利 (選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査など)
- 8 裁判を受ける権利
- 9 その他 (具体的に: _____)
- 10 わからない

問2) 山口県では、「山口県人権推進指針」を策定し、人権に関する諸施策を総合的に推進しています。あなたはこの「山口県人権推進指針」を知っていますか。(✓は1つ)

- 1 知っていて内容もよく理解している
- 2 知っていて内容もある程度は (少しは) 理解している
- 3 知っているが内容はよく理解していない
- 4 知らない⇒問3へお進みください

問2-2) 【問2で1~3を選んだ人は、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) あなたが、山口県人権推進指針を知ったきっかけは何からですか。
(✓はいくつでも)

- 1 研修会・講習会
- 2 人権に関するイベント（人権フェスティバル等）
- 3 県・市町の広報紙
- 4 県・市町のホームページ
- 5 その他（具体的に：_____）

(2) 山口県人権推進指針について、どのように思いましたか。（✓は1つ）

- 1 わかりやすい
- 2 共感できる
- 3 むずかしくてわかりにくい
- 4 もっと内容を充実すべき
- 5 その他（具体的に：_____）

問3) 今の山口県は、10年前と比べて、人権が尊重された県になっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。（✓は1つ）

- 1 そう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえばそうは思わない
- 5 そうは思わない
- 6 わからない

問4) あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
(✓は1つ)

- 1 ある
- 2 ない ⇒問5へお進みください
- 3 わからない⇒問5へお進みください

問4-2) 【問4で「1ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。

(✓はいくつでも)

- 1 名誉き損、侮辱
- 2 暴力・虐待(家庭内を含む)、脅迫、強要
- 3 公的機関や企業、団体による不当な扱い
- 4 社会福祉施設での不当な扱い
- 5 警察官による不当な扱い(犯罪や不法行為のぬれぎぬなど)
- 6 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不当な扱い)
- 7 地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)
- 8 セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為
- 9 プライバシーの侵害
- 10 インターネットによる人権侵害
- 11 悪臭、騒音等の公害
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 なんとなく
- 14 答えたくない

(2) そのとき、あなたはこうされましたか。(✓はいくつでも)

- 1 黙って我慢した
- 2 相手に抗議した
- 3 親、きょうだい、子どもや親戚に相談した
- 4 自治会の役員や民生委員に相談した
- 5 親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した
- 6 法務局や人権擁護委員に相談した
- 7 県や市町村の担当部署に相談した
- 8 弁護士に相談した
- 9 警察に相談した
- 10 民間団体などに相談した
- 11 新聞などの報道機関等に相談した
- 12 その他(具体的に: _____)

【新たに施行された人権に関する法律についておたずねします】

問5) あなたは、以下の法律が施行されたことを知っていますか。(知っているもの全てに✓してください。)

- 1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法；H24 施行）
- 2 いじめ防止対策推進法（H25 施行）
- 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法；H26 施行）
- 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法；H28 施行）
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法；H28 施行）
- 6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法；H28 施行）
- 7 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法；H28 施行）
- 8 どれも知らない

【女性の人権についておたずねします】

問6) あなたは、女性に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家事」など)をおしつけられること
- 2 職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇
- 3 家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)
- 4 職場におけるセクシャル・ハラスメント
- 5 売春・買春(援助交際を含む)
- 6 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと
- 7 内容に関係なく女性の水着姿、裸体等を使用した広告・雑誌や写真、アダルト(成人向け)ビデオ等
- 8 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

【子どもの人権についておたずねします】

問7) あなたは、子どもに関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 成績だけを気にかけている保護者がいること
- 2 食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること
- 3 大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと
- 4 子どもの意見を受けとめないで自分の考えを押しつける大人(保護者)がいること
- 5 大人が子どもを一人の人格をもった人間として認めないこと
- 6 子どもに有害な情報(暴力的な漫画、性描写の雑誌など)があること
- 7 子どもの間でいじめが行われていること
- 8 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

【高齢者の人権についておたずねします】

問8) あなたは、高齢者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 経済的に自立が困難なこと
- 2 働ける能力を発揮する機会が少ないこと
- 3 認知症について社会の理解が不十分であること
- 4 悪徳商法や特殊詐欺、財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること
- 5 家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待をすること
- 6 病院や養介護施設において、嫌がらせや虐待をすること
- 7 高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること
- 8 高齢者の意見や行動を尊重しないこと
- 9 乗物、建物などでバリアフリー(高齢者や障害者などが、日常生活や社会生活を営む上でのさまざまな障害を取り除くこと)化が図られていないこと
- 10 アパートなどへの入居が、高齢者というだけで制限されること
- 11 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 特にない
- 14 わからない

【障害のある人の人権についておたずねします】

問9) あなたは、障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 障害のある人や障害について人々の理解が不足していること
- 2 働く場や働くための支援が十分でないこと
- 3 就職、職場で不利な扱いを受けること
- 4 結婚問題で周囲の反対を受けること
- 5 差別的な言動をされること
- 6 財産管理面での権利侵害、賃金不払ほか給料搾取、悪徳商法などの被害を受けること
- 7 家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待を受けること
- 8 病院や福祉施設等において嫌がらせや虐待を受けること
- 9 福祉施設等の受入れ体制が十分でないこと
- 10 交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと
- 11 アパートなどへの入居が、障害者というだけで制限されること
- 12 スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
- 13 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 14 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 15 その他(具体的に: _____)
- 16 特にない
- 17 わからない

【罪や非行を犯した人の人権についておたずねします】

問10) あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われますか。(✓は2つまで)

- 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 就職、職場で不利な扱いを受けること
- 3 アパート等の入居を拒否されること
- 4 結婚問題で周囲の反対を受けること
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 6 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 特にない
- 9 わからない

【犯罪被害者の人権についておたずねします】

問11) あなたは、犯罪被害者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けること
- 2 犯罪行為によって、経済的負担を受けること
- 3 事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること
- 4 警察に相談しても、期待どおりの結果が得られないこと
- 5 捜査や刑事裁判において、精神的負担を受けること
- 6 刑事裁判手続きに、必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 7 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること
- 8 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと
- 9 捜査機関からの犯罪に関する情報提供がなされないこと
- 10 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 特にない
- 13 わからない

【プライバシーの保護についておたずねします】

問1 2) あなたは、プライバシーの保護に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データ等を盗用・横流し・流出(紛失)すること
- 2 知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること
- 3 インターネットを介して大量の個人情報が流出する事件が多発していること
- 4 インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み
- 5 自分や家族のことについて、他人に言いふらされること
- 6 就職や結婚などの際に、企業や調査機関等から調査されること
- 7 役所への届出等で、直接関係のないことを書かされたり聞かれたりすること
- 8 公的機関や企業において、自分に関する情報や資料を見せてもらえないこと
- 9 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 特にない
- 12 わからない

【インフォームド・コンセントについておたずねします】

問1 3) 「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること。)が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。(✓は1つ)

- 1 本人又は家族に対して十分な説明を受けた
- 2 本人又は家族への説明がやや不十分であった
- 3 本人又は家族への説明に対して不満を感じた
- 4 特に説明を受けたことはない
- 5 その他(具体的に: _____)
- 6 わからない、覚えていない

【性同一性障害のある人の人権についておたずねします】

問1 4) あなたは、生物学的な性とところの性が一致しない性同一性障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- 1 性同一性障害について人々の理解が不足していること
- 2 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 3 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 4 差別的な言動をされること
- 5 アパート等の入居を拒否されること
- 6 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 7 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 8 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

【同和問題についておたずねします】

問 1 5) あなたは、同和問題に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

また、あなたが、過去5年間に、実際に見聞きしたものがありますか。(✓は3つまで)

- 1 結婚問題で周囲の反対を受けること
- 2 就職、職場で不利な扱いを受けること
- 3 差別的な言動をされること
- 4 身元調査をされること
- 5 インターネットを利用して差別的な情報(地名・土地などに関するもの)が掲載されること
- 6 差別的な落書きをされること
- 7 えせ同和行為(同和問題を口実に企業等に不当な要求をする行為)がされること
- 8 その他(具体的に: _____)
- 9 特にない
- 10 わからない

↑
人権上の問題がある(✓は3つまで)

↑
実際に見聞きした(✓は3つまで)

【外国人の人権についておたずねします】

問16) あなたは、外国人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

また、あなたが、過去5年間に、実際に見聞きしたものがありますか。(✓は3つまで)

- 1 言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと(嫌がらせを受けること)
- 2 住宅を容易に借りることができないこと
- 3 言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと
- 4 結婚問題で周囲の反対を受けること
- 5 就職、職場で不利な扱いを受けること
- 6 選挙など、制度面での制約を受けること
- 7 病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと
- 8 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 9 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 10 ヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動)を伴うデモ等が行われること
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 特にない
- 13 わからない

↑
↑
人権上の問題がある(✓は3つまで)
実際に見聞きした(✓は3つまで)

【山口県の人権に関する取組についておたずねします】

問19) 山口県では、「山口県人権推進指針」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進していますが、あなたは、これまでに県又は市町が実施した次のような行事に参加したり、人権問題に関連した記事等を見たり読んだりした経験がありますか。(✓はいくつでも)

- 1 人権ふれあいフェスティバル等のイベント
- 2 県や市町の広報紙、パンフレット
- 3 新聞
- 4 テレビ・ラジオスポット
- 5 街頭啓発活動
- 6 展示物（ポスターやバス車体広告、JR 駅舎広告等）
- 7 県や市町のホームページ
- 8 その他（具体的に：_____）
- 9 特にない
- 10 わからない

問20) 「山口県人権推進指針」では、様々な人権問題を正しく理解するため、県民に自主的な取組をするよう求めています。あなたは、県や市町のほか、職場や民間団体等が実施した講演会・研修会・学習会等に、過去5年間で何回参加されたことがありますか。

- 1 参加したことはない
- 2 1～2回
- 3 3回以上

問2 1) あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。(✓は3つまで)

- 1 県民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する(イベントや講演会、映画会の開催など)
- 2 人権に配慮した行政の推進を図る(人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、適正な情報公開など)
- 3 公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る
- 4 学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る
- 5 公民館などの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の充実を図る
- 6 相談機関等の情報提供など、家庭における人権教育への支援の充実を図る
- 7 県民の自主的な人権学習会について、資料や文献、視聴覚教材等の支援と広報宣伝活動の充実を図る
- 8 県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

問2 2) あなたは、人権に関わる課題として、今後、「山口県人権推進指針」にどのような問題を盛りこむ必要があると思われますか。(✓はいくつでも)

- 1 ストーカー等に関する問題
- 2 自己決定権(個人が自分の生き方などについて自由に決定する権利)に関する問題
- 3 性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念)に関する問題
- 4 フリーターなど非正規雇用に関する問題
- 5 その他(具体的に: _____)
- 6 特にない
- 7 わからない

最後に、あなたご自身のことについておたずねします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、ご回答をお願いします。

○ あなたの性別は（✓は1つ）

- 1 男
- 2 女
- 3 どちらでもない
- 4 答えたくない
- 5 その他

○ あなたの年齢は(令和元年（2019年）7月1日現在の満年齢）（✓は1つ）

- 1 18～19歳
- 2 20～29歳
- 3 30～39歳
- 4 40～49歳
- 5 50～59歳
- 6 60～69歳
- 7 70～79歳
- 8 80歳以上

○ あなたのご職業は（✓は1つ）

- 1 農林業者(家族従事者も含む)
- 2 漁業者(家族従事者も含む)
- 3 企業の経営者・自営業者(家族従事者も含む)
- 4 民間の企業や工場・商店などに勤める人
- 5 学校の教職員(大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む)
- 6 医療・保健・福祉関係者(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士など)
- 7 学校・医療関係以外の公務員
- 8 その他の専門職・自由業(弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など)
- 9 臨時職員やパート等
- 10 主婦(夫) (専ら家事・育児をしている人)
- 11 学生
- 12 その他(無職など、上記以外の人)

○ あなたのお住まいは(令和元年(2019年)7月1日現在のお住まい)(✓は1つ)

- 1 下関市
- 2 宇部市
- 3 山口市
- 4 萩市
- 5 防府市
- 6 下松市
- 7 岩国市
- 8 光市
- 9 長門市
- 10 柳井市
- 11 美祢市
- 12 周南市
- 13 山陽小野田市
- 14 周防大島町
- 15 和木町
- 16 上関町
- 17 田布施町
- 18 平生町
- 19 阿武町

